

災害対策と緊急事態条項

表題は日経新聞 8 月 29 日朝刊「論点争点」。— 大災害やテロ事件に備えるため憲法を改正し、政府の権限を一時的に強化する緊急事態条項を導入すべきだという主張が唱えられている。阪神大震災を契機に、日本弁護士連合会で被災者支援活動の中心的な役割を果たしてきた永井幸寿弁護士に災害対策の法制度について聞いた。



「本来、国家は人権保障のために存在する。しかし緊急事態条項は、特殊な事態になった場合に国家の存立を維持するため一時的に人権を大幅に制限し、三権分立をやめて政府に権力を集中させる。国家緊急権とも呼ぶ」「絶対王制に近く、不当な目的による利用、期間の延長、人権の過度の制限、司法の監視機能の弱体化など乱用の危険性が高い。戦前の教訓から現行憲法はあえて採用せず、特殊事態には法律で事前準備すると政府答弁も明確にしている」「ただ権力の立場には都合がいいから『憲法が災害対策の障害になった』といった理屈での導入論が前から存在した。最近では憲法改正論議で、災害対策に関連する条項なら国民の理解を得やすいと主張されている」

「災害対策の大原則は『準備していないことはできない』ということだ。災害に備え、法律を事前に整備しておく必要がある。東日本大震災時の原発事故避難の混乱は、日本に原発事故はないと考え、準備も訓練もしていなかったからだ。災害発生後に泥縄で権力を集中させても意味はない」「関東大震災では死者は多くが焼死、『阪神』では圧死、『東日本』では溺死で、状況は全く違い、発生後のニーズも異なる。市町村など現場が最も適切に判断できる。国は情報が無いうえ対応策は画一性にとられる。日弁連の昨年の調査で『東日本』の東北の被災 3 県の市町村長の 96%が『原則として主導権は市町村で国は後方支援の役割を』と回答した」「一方、法律の制度では、災害対策基本法や災害救助法はすでに政府や自治体の長に大きな権限を与えている」

「災害対策で最も重要なのは現場だ。被災者からヒアリングして検証し、必要な点は法改正し、さらに具体的な準備をすること。国家緊急権は地道な取り組みを軽視する結果になる。また自民党改憲案の国家緊急権は政府の立法や予算決定を国会が全くチェックできない。このため、たとえば都合の悪い報道への規制も政府の判断で可能だ。メディアは軽視してはいけない。」「テロは警察が対処すべき犯罪で、国家緊急権が前提とする、平時の統治機構では対処できない非常事態ではない。9・11 後も米国の統治機構は機能した。テロ対策については『武力攻撃事態等における国民保護法』と『事態対処法』がすでにある」「緊急事態条項の典型例は『国家が生き残りをかけた場合』、つまり戦争だ。戦争遂行と緊急事態条項は常にセットになっている。戦争を放棄している日本に、この条項がないのは当たり前だ。戦争のために制約される人権とは『お国のために命をささげること』である。災害対策を口実としたお試し改憲のための導入論はきわめて危うい」

(2016 年 9 月 1 日)